

「保全に関する基準」の見直しに関する検討

「国家機関の建築物及び附帯施設の保全に関する基準」

各省各庁が行う保全について規定

- 建設をした際の性能に応じて、通常の使用における劣化等の状況を勘案して、計画的かつ効率的に保全しなければならない
- 「位置規模構造の基準」の第四（構造に関する基準）の規定により定められた使用の条件及び方法に基づき適正な保全に努めなければならない。

建築物の各部等が「支障がない状態」に保全されていること。

「支障がない状態」を規定

全ての国家機関の建築物に対し、建築基準法及び官公法の点検項目に準拠した各部位について、維持すべき状態を規定（別表第一）

別表第一以外であって、固有の特性、用途及び機能を有する建築物の部位等について、維持すべき状態を規定（別表第二）

保全に関する基準は、法令等に基づく必要な「性能」が確保できるようにするため、「適正な保全」を行うよう定めたもの。

「保全に関する基準」への反映に関する考え方

大津波等を想定した災害応急対策活動等のために、「位置、規模及び構造の基準」などで新たな「性能」が求められる場合には、

※(例)建築非構造部材の耐震性向上

当該「性能」に関連する部位等に対し、その維持すべき状態を「保全に関する基準」に追加する方向で検討する。